

別紙

諮問第616号

答 申

1 審査会の結論

「請求者が逮捕された事件について請求者の氏名以外の個人情報を含んだ事件の概要を公表した全ての情報・資料」について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由として開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成26年〇月〇日に請求者が〇〇交番勤務の警官に〇〇容疑で逮捕された事件について、請求者の氏名以外の個人情報を含んだ事件の概要を報道機関を通じて世間に公表した警視庁の全ての情報・資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、警視総監が平成29年6月28日付けで行った開示請求却下処分について、その取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

第一に、警視総監が請求却下の根拠としている行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）45条等は、司法警察官等が捜査権限を正当に行使することを前提として規定されたものである。本件開示請求の対象となっている〇〇の事件は、交通行政の改善を求めた審査請求人に対して、応対した警官が事務的で職務怠慢といえる対応を行い、その問題対応を指摘

した審査請求人に対して逆切れした挙句に同人を違法逮捕したという、警官の犯罪行為がその核心である。よって、本件は司法警察官の正当な権限行使による処分ではないから、上記規定を理由として本件開示請求を却下することはできない。

第二に、警視総監が請求却下の根拠としている法45条等は、刑事事件の「捜査行為が本体」に関する情報については開示請求の対象としないことを規定したものである。この点、本件開示請求の対象は、平成26年〇月〇日の〇〇での事件に係る警視庁（警官）の「捜査行為が本体」ではなく「報道機関への情報提供行為」であり、これらの規定の対象外の事項であるから、そもそも、これらの規定を根拠として、開示請求を却下するのは失当である。

イ 意見書における主張

第一に、公安委員会は、理由説明書において、刑事事件は情報開示制度の適用除外となる趣旨は審査請求人の逮捕歴等の情報が明らかになるのを避けるためだから本件の開示請求却下処分は妥当であるという趣旨の主張をしている。

しかし、審査請求人は、本件の基となった平成26年〇月〇日の事件の当事者本人であるから、本件の開示上問題となる逮捕等の事実については当然熟知しており、これに関する情報を開示しても、事件当事者である審査請求人に不利益を与えることにはならない。

第二に、理由説明書において、公安委員会は、「法45条の趣旨からすれば、個人の前科等の情報が明らかになるおそれがある」という趣旨の主張をしているが、これも上記で述べたように、審査請求人は本件の基となった事件の当事者本人であるから、当然逮捕等の事実については熟知しており、これに関する情報を開示してもそれが審査請求人のみであるのならば、事件当事者に不利益を与えることにはならない。

そもそも、本件開示請求の対象である事件の報道対応については、警察が事件の概要を世間一般に公表しているのに、それを本事件の当事者である審査請求人には公にしないというのは、本末転倒も甚だしい。

よって、公安委員会の主張は失当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る個人情報について

本件開示請求に係る個人情報の内容については、法45条1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当し、条例30条の2において、条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報である。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例30条の2は「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定し、法45条1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」については、保有個人情報の開示等の規定を適用しないこととされている。

この趣旨については、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報等を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためとされている。

条例30条の2の規定により保有個人情報の開示等の規定が適用されないこととなる「司法警察職員が行う処分」の意義については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）189条1項で「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」とし、同条2項で「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解さ

れる。

そして、刑訴法 199 条において、「司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。」と通常逮捕について規定しているほか、刑訴法 210 条及び 213 条において、緊急逮捕及び現行犯逮捕についてもそれぞれ規定していることから、逮捕は、司法警察職員が刑事事件等について法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、司法警察職員が行う処分に当たることは明らかである。

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「請求者が〇〇交番勤務の警官に〇〇容疑で逮捕された事件について・・・」とあるとおり、審査請求人が逮捕されたことを前提として作成されるものであり、その有無を答えることにより、司法警察職員が行う処分である審査請求人が司法警察職員に逮捕されたか否かという情報が明らかとなるので、条例30条の2に基づき本件開示請求を却下とした本件処分は、適正かつ妥当なものである。

イ また、審査請求人は、「本件開示請求の対象は、法45条等が開示請求の対象としないと規定する『捜査行為本体』に関する情報ではなく『報道機関への情報提供行為』であり、規定の対象外の事項であるから、これらの規定を根拠として開示請求を却下するのは失当である」旨主張するが、法45条の趣旨からすれば、個人の前科等の情報が明らかになる危険性は、当該情報がどのような公文書に記載されているかにより判断が異なるものではないことは明らかである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 1月 4日	諮問

平成30年 5月21日	新規概要説明（第123回第三部会）
平成30年 6月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 6月18日	審議（第124回第三部会）
平成30年 7月19日	審査請求人から意見書收受
平成30年 7月26日	審議（第125回第三部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求個人情報について

本件審査請求に係る請求個人情報は、「平成26年〇月〇日に請求者が〇〇交番の警官に〇〇容疑で逮捕された事件について、請求者の氏名以外の個人情報を含んだ事件の概要を報道機関を通じて世間に公表した警視庁の全ての情報・資料」（以下「本件請求個人情報」という。）である。

実施機関は、本件請求個人情報を開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由として却下する処分を行った。

イ 条例の定めについて

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定している。

ウ 本件請求個人情報の開示請求却下の妥当性について

実施機関は、本件請求個人情報について、法45条1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う

処分に係る保有個人情報」に該当し、条例30条の2において条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないとされている個人情報であるとして開示請求を却下していることから、審査会は、その妥当性について検討する。

(ア) 法45条1項に規定する「適用除外」の趣旨について

法45条1項は、「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定しているが、その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求の対象とすると、前科等が明らかとなる危険性があり、例えば、雇用主が、採用予定者の逮捕歴の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求をさせる場合などが考えられ、当該本人の社会復帰や更生保護を図る上で本人の不利益になるおそれがあるため、このような弊害を防止しようとするところにあるものと解される。

また、このことは逮捕時において、事件の概要を一時的に報道発表した事実があったとしても異なるものではない。

(イ) 「司法警察職員が行う処分」の意義について

「司法警察職員が行う処分」とは、刑訴法189条1項で「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」とし、同条2項で、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、司法警察職員が刑事事件等について、法令に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解される。

(ウ) 本件請求個人情報の法45条1項該当性について

本件請求個人情報は、「請求者が逮捕された事件の概要を公表した全ての情報・

資料」であり、その記載内容から見ると、審査請求人本人が逮捕されたことを前提として作成される保有個人情報であるといえる。

警察官の逮捕行為に関しては、刑訴法199条、210条及び213条において、通常逮捕、緊急逮捕及び現行犯逮捕についてそれぞれ規定していることから、逮捕は、司法警察職員が刑事事件等について法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、司法警察職員が行う処分に該当する。

したがって、本件請求個人情報は、法45条1項に規定する「司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当し、条例30条の2に基づき、開示請求等の規定は適用されないものと解されることから、条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないとされている個人情報であるとして開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋